

那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(平成 29 年 1 月 18 日福祉部長決裁)
(平成 29 年 12 月 14 日福祉部長決裁)
(平成 30 年 8 月 1 日福祉部長決裁)
(令和 元年 8 月 6 日福祉部長決裁)
(令和 3 年 3 月 31 日福祉部長決裁)
(令和 4 年 7 月 19 日福祉部長決裁)
(令和 4 年 9 月 26 日福祉部長決裁)
(令和 6 年 3 月 29 日福祉部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号 第 5 章地域支援事業等。以下「省令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）及び地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

(事業の目的)

第 3 条 総合事業は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことを目的とする。

(総合事業の対象者)

第 4 条 この要綱において第 1 号事業対象者とは、次の各号のいずれかに該当する被保険者（法第 115 条の 45 第 1 項に規程する被保険者をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 省令第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当する第 1 号被保険者（以下「事業対象者」という。）

2 この要綱において一般介護予防事業の対象者とは、全ての第1号被保険者およびその支援のための活動に関わる者とする。

(事業対象者の認定)

第5条 第1号事業を受けようとする者は、市長に基本チェックリストを提出するものとする。

2 前条第1項2号による事業対象者に該当した者が、介護予防ケアマネジメントを受けることを希望する場合は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更・終了)届出書を市長に提出する。

(被保険者証の発行)

第6条 市長は、前条第2項の規定により、当該事業対象者を受給者台帳に登録し、被保険者証を発行するものとする。

(事業の内容)

第7条 市長は総合事業として、別表1に掲げる事業を行うものとする。

(第1号事業の実施方法)

第8条 市長は、第1号事業について、市が直接実施するもののほか、次の各号に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施
- (2) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施
- (3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助による実施

(一般介護予防事業の実施方法)

第9条 市長は、一般介護予防事業について、市が直接実施するもののほか、次の各号に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施
- (2) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助による実施

(指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額)

第10条 総合事業を指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額は、別表2の区分及びサービスの種類ごとに定める単位数に、1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算

するものとする。

(第1号事業支給費)

第11条 第1号事業支給費の額は、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 旧介護予防訪問介護相当サービス、旧介護予防通所介護相当サービス及び訪問型サービスA、通所型サービスA

前条の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額。ただし、サービスの利用者が、第一号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあつては、100分の80または100分の70に相当する額。

- (2) 訪問型サービスB 別に市長が定める額
(3) 訪問型サービスC 別に市長が定める額
(4) 訪問型サービスD 別に市長が定める額
(5) 通所型サービスB 別に市長が定める額
(6) 通所型サービスC 別に市長が定める額
(7) その他の生活支援サービス 別に市長が定める額

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第12条 市長は、第1号事業支給費の審査及び支払いに係る事務については、法第115条の45の3第6号の規定により沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「沖縄県国保連」という。）に委託することができる。

(事業対象者の給付管理)

第13条 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の支給限度額相当とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者の状態（退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるような場合等）により、市長が認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の支給限度額相当とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第14条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

(指定事業者の指定の申請)

第15条 指定事業者の指定は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる者らの申請により行う。

- (1) 旧介護予防訪問介護相当サービス
訪問介護に係る事業者の指定を受けた者若しくは受けようとする者
- (2) 旧介護予防通所介護相当サービス
通所介護または地域密着型通所介護に係る事業者の指定を受けた者若しくは受けようとする者
- (3) 訪問型サービスA
訪問型サービスAの事業を実施できる者
- (4) 通所型サービスA
通所型サービスAの事業を実施できる者

(指定事業者の指定の更新の申請)

第16条 指定事業者の指定の更新は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる者からの申請により行う。

- (1) 旧介護予防訪問介護相当サービス
前条第1号の規定による指定事業者（訪問介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者に限る。）
- (2) 旧介護予防通所介護相当サービス
前条第2号の規定による指定事業者（通所介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者に限る。）

(指定の基準)

第17条 指定事業者は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

- (1) 旧介護予防訪問介護相当サービス
省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）
- (2) 旧介護予防通所介護相当サービス
省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）
- (3) 訪問型サービスA及び通所型サービスA
省令第140条の63の6第2号に規定する基準

(指定の有効期間)

第18条 省令第140条の63の7に規定する指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(指定の取り消し)

第19条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その理由を付して、当該指定事業者に通知するものとする。

(指導及び監査)

第20条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うことができる。

2 前項の指導及び監査について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(苦情処理)

第21条 市長は利用者及びその家族からの総合事業に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 市長は、提供した総合事業のサービスに関する利用者及びその家族からの苦情等の相談のうち市で対応できないものについて、沖縄県国保連に依頼することができる。

4 市長は、第1号事業に関する利用者及びその家族からの苦情等の相談のうち市で対応できないものについて、利用者及びその家族からの申し立てに基づく事業者に対する調査及び指導助言を沖縄県国保連に依頼することができる。

(守秘義務)

第22条 総合事業に従事する者（以下この条において「従事者」という。）及び従事者であった者は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者の管理者は、当該事業所の従事者及び従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(事故発生の対応)

- 第23条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、後日速やかに事故報告書として市に報告しなければならない。
 - 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事案が発生した場合、自己の責任において速やかに損害を賠償しなければならない。

(利用料)

- 第24条 市長は、総合事業を地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）別記1第2の1の(1)ア(エ)①又は②の方法により実施するときは、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(委任)

- 第25条 この要綱に定めるもののほか、那覇市総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成29年12月14日から施行する。
この要綱は、平成30年 8月 1日から施行する。
この要綱は、令和元年10月 1日から施行する。
この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この要綱は、令和 4年 7月19日から施行する。
この要綱は、令和 4年 9月26日から施行する。
この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表1 (第7条関係)

事業名	サービス種別	事業内容	利用回数	対象者
訪問型サービス	旧介護予防訪問介護相当サービス	居宅において、訪問介護員等により行われる入浴介助、排泄・食事介助等の身体介護を伴う生活援助を行う事業	支給限度額の範囲内	訪問介護員による身体介護を伴う生活援助の専門的なサービスが必要な者
	訪問型サービスA	居宅において、一定の研修を終了した主に雇用されている労働者等により行われる調理や掃除等の生活援助のみを行う事業	週1回から週2回	一定の研修終了者等による60分以内の生活援助のみのサービスが必要な者
	訪問型サービスB	居宅において、主に自治会やNPO法人等の団体や住民ボランティアにより行われる、調理や掃除等の短時間の生活援助のみを行う事業	週1回	住民ボランティア等による30分程度の生活援助のみのサービスが必要な者
	訪問型サービスC	居宅において、保健・医療の専門職により3～6ヶ月の短期間で生活機能の改善を目的として助言・指導等の支援を行う事業	通算6回	保健・医療の専門職による60分程度の助言・指導等の支援が必要な者で、生活機能の改善が見込まれる者
	訪問型サービスD	住民ボランティア等による、通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援や通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎を行う事業	週1回以上	通院や通所型サービス等を利用するために、住民ボランティア等による移動支援が必要な者

通所型サービス	旧介護予防通所介護相当サービス	事業所等において、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業	支給限度額の範囲内	専門職による日常生活上の支援や機能訓練等のサービスが必要な者
	通所型サービス A	事業所等において、介護予防を目的として、生活機能向上のための運動等の支援を行う事業	週 1 回から週 2 回	事業所において運動等の支援を行うことにより、閉じこもり予防や生活機能の低下予防又は改善が見込まれる者
	通所型サービス B	住民ボランティア等による運動等の介護予防、自立支援に資する活動を行う事業	週 1 回以上	専門職によるサービスの必要性が低く、定期的な運動等を行うことで生活機能の低下予防又は改善が見込まれる者
	通所型サービス C	地域の公共施設等において、3～6 ヶ月の短期間で理学療法士等の専門職によるリハビリテーション等を行う事業	週 1 回	生活機能の低下若しくは低下の恐れがあり、理学療法士等の専門職によるリハビリテーション等を行うことにより改善が見込まれる者
その他の生活支援サービス		訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められる事業	週 1 回以上	居宅要支援被保険者と事業対象者
介護予防ケアマネジメント	那覇市介護予防ケアマネジメント	介護予防を目的として心身の状況や置かれている環境に応じて、本人の選択に基づき、総合事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業		居宅要支援被保険者と事業対象者

一般介護 予防事業	介護予防把握事業	地域の実情に応じて効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的とする事業		全ての第1号被保険者およびその支援のための活動に関わる者
	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的知識の普及啓発のため、パンフレット等の作成や媒体の作成及び講演会、相談会、介護予防教室等を開催する事業		
	地域介護予防活動支援事業	介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場を充実するために、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行う事業		
	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業を含め、地域づくりの視点から総合事業全体の評価をすることとし、事業全体の改善を図るための事業		
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、リハビリテーション専門職等が通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等への介護予防の取組を総合的に支援する事業		

別表 2 (第 10 条関係)

事業名	サービス種別	単位数	1 単位の単価
訪問型サービス	旧介護予防訪問 介護相当サービス	令和 6 年厚生労働省告示第 86 号別表単位数表の訪問型サービス費に定める単位数	厚生労働省大臣が定める 1 単位の単価 (平成 27 年厚生労働省告示第 93 号。以下「単価告示」という。) の規程により 10 円に那覇市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
	訪問型サービス A	別紙 1 に定める単位数	1 単位 10 円とする。
通所型サービス	旧介護予防通所 介護相当サービス	令和 6 年厚生労働省告示第 86 号別表単位数表の通所型サービス費に定める単位数	単価告示の規程により 10 円に那覇市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。
	通所型サービス A	別紙 2 に定める単位数	1 単位 10 円とする。

別紙 1

訪問型サービス A に係るサービス事業支給費単位数

1 訪問型サービス A 費

1 種 類	利用頻度	利用回数	単位数	算定回数
ア 訪問型サービス A 費 (I)	週 1 回程度	月に 4 回まで	236 単位	1 回につき
イ 訪問型サービス A 費 (II)		月に 5 回以上	1,035 単位	1 月につき
ウ 訪問型サービス A 費 (III)	週 2 回程度	月に 8 回まで	239 単位	1 回につき
エ 訪問型サービス A 費 (IV)		月に 9 回以上	2,067 単位	1 月につき

2 加算・減算

種 類	算定要件・算定単位
ア 初回加算	令和 6 年厚生労働省告示第 86 号別表単位数表の 訪問型サービス費の規定を準用する
イ 介護職員処遇改善加算	
ウ 同一建物減算	
エ 介護職員等ベースアップ等支援加算	
オ 高齢者虐待防止措置未実施減算	
カ 業務継続計画未実施減算	
キ 訪問介護員従事加算	下表に定める単位数を加算

2-2 キ 訪問介護員従事加算

種 類	利用頻度	利用回数	加算単位数	算定単位
ア 訪問型サービス A 費 (I)	週 1 回程度	月に 4 回まで	10 単位	1 回につき
イ 訪問型サービス A 費 (II)		月に 5 回以上	50 単位	1 月につき
ウ 訪問型サービス A 費 (III)	週 2 回程度	月に 8 回まで	10 単位	1 回につき
エ 訪問型サービス A 費 (IV)		月に 9 回以上	100 単位	1 月につき

備考 1 1 のアについては、介護予防ケアマネジメント等で 1 週間のうち 1 回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1 月に 4 回までサービスを提供した場合に利用する種類。

備考2 1のイについては、介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち1回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に5回以上のサービスを提供した場合に利用する種類。

備考3 1のウについては、介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち2回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に8回までサービスを提供した場合に利用する種類。

備考4 1のエについては、介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち2回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に9回以上サービスを提供した場合に利用する種類。

備考5 2のキについては、サービスを提供した者が無資格者（ただし、那覇市の研修等を受講した者に限る）ではなく訪問介護員であった場合にのみ加算する。

別紙 2

通所型サービス A に係るサービス事業支給費単位数

2 通所型サービス A 費

3 種類	利用頻度	利用回数	単位数	算定回数
ア 通所型サービス A 費 (I)	週 1 回程度	月に 4 回まで	396 単位	1 回につき
イ 通所型サービス A 費 (II)		月に 5 回以上	1,598 単位	1 月につき
ウ 通所型サービス A 費 (III)	週 2 回程度	月に 8 回まで	407 単位	1 回につき
エ 通所型サービス A 費 (IV)		月に 9 回以上	3,261 単位	1 月につき

2 加算・減算

種類	算定要件・算定単位
ア 介護職員処遇改善加算	令和6年厚生労働省告示第86号別表単位数表の通所型サービス費の規定を準用する
イ 同一建物減算	
ウ 人員欠如減算	
エ 介護職員等ベースアップ等支援加算	
オ 高齢者虐待防止措置未実施減算	
カ 業務継続計画未実施減算	

備考1 1のアについては、要支援1若しくは要支援1相当の事業対象者であって介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち1回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に4回までサービスを提供した場合に利用する種類。

備考2 1のイについては、要支援1若しくは要支援1相当の事業対象者であって介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち1回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に5回以上サービスを提供した場合に利用する種類。

備考3 1のウについては、要支援2若しくは要支援2相当の事業対象者であって介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち2回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に8回までサービスを提供した場合に利用

する種類。

備考4 1のエについては、要支援2若しくは要支援2相当の事業対象者であって介護予防ケアマネジメント等で1週間のうち1回程度のサービスの利用が必要であると判断された者に提供するサービスのうち、1月に9回以上サービスを提供した場合に利用する種類。